## 随想

弁護士 金子博人

#### 第77回 財政破綻は回避できるか? (7013)

第4次産業革命 (インダストリー4.0) は、日本で成功するか? (その5:承前)

すれば、 活用することが求められている。 可能となる。 に充電し、 施設介護より在宅介護をより多く っているが、その手段としては をいかに抑えるかが重要課題とな 車の蓄電を利用するということも が考えられる。 E V 高齢化社会の到来で、

効果的である。 を把握できる。 ッドでの動き等から、 遠隔管理により、 また、扉の開閉か 睡眠等の管理、 健康状態

### シティ、 16 ストリー4・0の受け皿 スマートハ スマート病院はインダ ウス、スマート

買う必要はないというのが基本型 の食料品を管理する等生活の利便 でつながり、遠隔地から冷蔵庫内 である。そして、インターネット の組み合わせで、 スマホで対応できるものである。 売が開始されている。 スメーカーで現実の商品として販 電源は太陽光発電で、 スマートハウスは、すでにハウ (1) スマートハウスの展開 外部から電気を その多くは 蓄電池と

る等、 力の最適化を可能とする等、 なデータの管理から省エネ、 ートハウスは多面的な機能の展開 電灯は必要な時間と場所で点灯 快適な室温を保つ等、総合的 危機管理を可能とする。 スマ 省電

(電気自動車) とセットに 電気料金の安い夜間に車 電気の高い時間帯には、 介護費用

スマートハウスが 夏場の電力使用料からエア

そのためには、

ニター、サポートできる。 らしの老人のサポートも容易とな

から得られるビッグデータを利用取り組んでいるものである。これ 力量計のことであり、電力会社が いうものがある。通信機能付き電 いえよう。 スマートハウスの展開のひとつと 能とする。 て、省エネ、省電力の最適化を可 エアコンや照明等の制御をし 在宅の有無もわかる。

開のひとつであろう。 社は顧客の囲い込みができること にもなろう。スマートハウスの展

理をし、

期間限定の鍵も活用でき

性の向上のほか、煙、

火の遠隔管

ク等がその開発に取り組んでいる。 T東日本、KDDI、ソフトバン 報基盤整備事業)を主導し、NT ergy Management System:家庭情 経産省は、HEMS(Home En-

費者が電気代金を上手にやりくり を開発し、電力やガス会社等10 ニア州)を買収した。オーパワー だ。スマートハウス展開・推進の 管理し、データを見える化し、省 電力データを一元的にクラウドで する省エネの支援もしている。 〇社を顧客としている。また、 の分析を活用するビジネスモデル は、電力使用量等のビッグデータ エンジン役のひとつになろう。 エネのアドバイスが可能となるの 電通は、米オーパワー(バージ 家庭にHEMSを導入すれば、 例 消

ら安否確認する等、老人家庭をモ 一人暮

ところで、スマートメーターと

このシステムを使えば、 、電力会

る。

リー4・0が実践される場でもあ

路等に集中的に敷設すれば、 発電等も活用可能である。 度、照度、 ンポーネントとなる。 ベル の発電ができる。 人通りの多いビルや駅、 さらに、

コンの老朽化が判る。

となるという。 小売店へ誘導したりする等も可 ひっ迫時に、 ことにより、 ービスの中に取りこんだり、 さらに、 電通が同社を買収する 空調の整った地域の 地域の広告配信をサ 電力

スマートハウスの将来は大き 展開の方向は多様である。

# ネスチャンス! (2) スマートシティはビジ

互病分 市である。そこでは、インダスト 院、 一いにネットでつながる近未来都 スマートシティは、 住居部分、工場部分、 文化施設、体育施設等が オフィス部 学校、

といった様々なデータを収集・分 ーが設置され、そこから得られるルや建物のあらゆる箇所にセンサ ス等では結構実用化されていると する。これが、スマートビルであ ルや建物の環境や収益性を最適に 析してリアルタイムで制御し、ビ る。さらには人の存在や通行量等 の消費量の最適化を図ることとな ビッグデータを解析し、温度や湿 スマー 発電は太陽光だけではない。床 スマートシティの核心である。 風量、エネルギーや水 ハウスは住居部分 そして、ビ イギリ のコ 通

「甘え」が日本を滅ぼす

わけである。 効果的な情報も、 立案に役立つ。販売促進のための に多いか等を把握して事業戦略の どのエリアの人通りがどの時間帯 が可能であり、 通行量をデータとして取得し解析 商業施設等では、 一緒に得られる

システムからも、販促情報を得る 実現できることになる。これらの ることにより、高度な未来都市を 運転等のシステム等と組み合わせ する高度交通管理システムや自動 通信号等を統合的にコントロール ことができる。ビジネスチャンス スマートシティは、 多様である。 さらに、 交

ところにあるといえよう。

院と組み合わせれば、住民の健康 さらに、次に述べるスマー 老人介護の充実も可能とな - ト病

池に充電したり、逆に蓄電池から の電力をEVに搭載している蓄電 を見てみよう。まず、 トシティプロジェクト 策統括本部が主導する横浜スマー ステムを開発した。 住宅に電力を供給したりするV2 さてここで、横浜市の温暖化対 (ビークル・ツー・ホーム) シ 太陽光発電 ŶSCP)

と連携した充電スタンドのEMS ギー・マネジメント・システム) Management System:地域エネル グを実証している。 テム)を開発し、EVシェアリン (エネルギー・マネジメント・シス これに、CEMS (City Energy

容量蓄電池を組み合わせたEV向 さらに、複数の急速充電器と大

> 発に取り組んだ。また、複数の蓄けの蓄電・充電統合システムの開 効果的に使うかを主目的にしてい るが、YSCPの特徴は、EVと の再生可能エネルギーを、いかに 電気の利用制約を不要とすること 電池SCADAを開発する等して、 蓄電池とみなすシステムである蓄 電池を集約して仮想的にひとつの の連携で、大きな可能性を見出す プロジェクトの多くは、太陽光等 を目指しているとのことだ。 このように、 蓄電・ スマートシティの

努力がなされている。日本はそこ そこでは、 代都市とすることを狙っている。 そこをスマートシティとし、超近 イロットプロジェクトとして、広 に熱心なアセアン諸国は、 ができるであろうか。 で、ビジネスチャンスを得ること トリー4・〇の成果を取りいれる 大な都市開発を目指しているが、 に熱心なアセアン諸国は、そのパところで、都市インフラの構築 様々な形で、 インダス

### か? 3 スマ ト病院 とは何

を駆使して、 遠隔監視や追跡ソリューション等 医療スタッフ等がネットで繋がり、 ろ大事なのは、医療機器、 能とするとともに、 きるが、それだけではない。 確保し、災害時でも電源を確保で スマート病院は太陽光で電気を 効果的に活用する病院のこと 最適運営・管理を可 最新鋭の機器 患者、 むし

> 理を実現するものである。 ものだ。インダストリー4・0で 体の最適運営・管理を可能とする 連携することにより、 アプリを活用することにより、こ 合システムをOSとして、様々な は、クラウドと人工知能による統 のような、総合的な最適運営・ さらに、 他の 病院や介護施 地域医療全 設と

ているため、健康維持や病気の予 社会を迎えようとしている。高齢 援により、より高品質な患者の生 医学につなげていくことが重要と 防、患者のケアのための先進的な 者介護や、心臓病、がん等の慢性 ニケーション、見守り等の生活支 なる。家庭と病院との相互コミュ でなく、ビッグデータ分析で予防 疾患に対する医療コストが急増し アプローチが求められている。 それ故、病院内の最適運営だけ 日本だけでなく世界的に高齢化

収集・分析が容易となる。モバイ 得し、患者の情報を高速かつ簡単 ニタリングし、ネットワークに繋 や心拍数、血圧等の生体情報をモ うことで、生体指標や行動記録の カルテとしてタブレット端末で取 がる。デバイスからの情報を電子 ルヘルスと呼ばれるものだ。体温 ウエアラブル端末を装着してもら に共有することができる。 患者に腕時計型やバッジ型等の

れるということも、 薬品臨床試験の素材として活用さ ここから得られるデータは、 医療機器の効率的な開発を 可能である 医

> れる。 して、 間が50%の医療費を使っていると ネス」は注目してよい。5%の人 せ、在宅医療に移すことが求めら 言われるが、その対策のひとつと で行っている「術後在宅ケアビジ が、米国、シンガポール、カナダ もたらすことも可能となる。 現在、 術後できるだけ早く帰宅さ オランダのフィリップス

り、医療費を抑えながら的確な患 療で医師がケアをする。これによ からあがるデータをコールセンタ 者ケアを可能とした。 ーで監視し、 その代り、 異常があれば遠隔医 術後ケアの ジデバイス

模の大きなビジネスが必要となっ は、政府や自治体を巻き込む、 手は政府である。スマート病院で ップスがビジネスを行っている相 う。シンガポールの場合、フィリ は医療費40%削減を実現したとい このようにしてシンガポー ルで 規

活やケアの改善が可能となる。



金子博人

アルティ投資法人執行役員。日本プライムリ会委員(東京工業品取引所)。日本プライムリ日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員 学部卒業、同大学院修士課程(商法)終了。金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法 ーFTTA) 会員。大東文化大学法科大学院、 -977年4月弁護士開業。国際旅行法学会



#### 金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階 http://www.kaneko-law-office.jp

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。